

「減塩プロジェクト」ロゴの使用に関する規程

(目的)

第1条 この規程は、別紙1に記載する「減塩プロジェクト」ロゴ（以下「ロゴ」という。）の使用に関し、高知県（以下「県」という。）以外の者（法人格のない団体を含む。）が使用する場合について必要な事項を定めるものとする。

(ロゴに関する権利)

第2条 ロゴに関する著作権は、県に属する。

(使用の基準)

第3条 ロゴは、販売の用に供する食品に表示する場合を除き、次の全ての基準を満たす場合に使用することができる。

- (1) ロゴを使用する者（個人、法人及び法人格のない団体を含む。）（以下「使用者」という。）が減塩プロジェクト参加企業であること
- (2) 減塩の啓発を目的とすること
- (3) 消費者に誤解を与える表現を用いないこと

2 ロゴを販売の用に供する食品に表示する場合は次の全ての基準を満たさなければならない。

- (1) 使用者が、当該食品の表示責任者であり、減塩プロジェクト参加企業であること
- (2) 当該食品が食品表示法、その他の法令を順守し、かつ消費者に誤解を与えない表示を行っていること
- (3) 同等の食品に対して、ナトリウムの低減量が100gあたり120mg（食塩換算で305mg）以上であり、かつ、ナトリウムの低減割合が25%以上であること。
- (4) 食品表示基準（平成二十七年三月二十日内閣府令第十号）第2条第11号で定める機能性表示食品ではないこと

(使用の申請)

第4条 前条第2項の規定により、使用者は、あらかじめ「減塩プロジェクト」ロゴ使用申請書（様式第1号）（以下「申請書」という。）を県に提出しなければならない。使用の申請は随時受け付けるものとする。

2 県は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、「減塩プロジェクトロゴ使用承認・不承認通知書」（様式第2号）により、使用者へ通知するものとする。

3 ロゴの使用は、前項の届出を提出した後、最初に到来する3月31日までの間、使用することができる。

ただし、毎年4月2日までに、県から通知がない場合、使用の期間を1年間延長する。

(承認内容の変更)

第5条 前条の規定により承認を受けた使用者が、承認された内容を変更しようとするときは、速やかに「減塩プロジェクトロゴ使用変更申請書」(様式第3号)により県に申請し、変更内容の承認を受けなければならない。ただし、軽微な変更についてはこの限りでない。

2 内容変更の承認は、「減塩プロジェクトロゴ使用承認・不承認通知書」(様式第2号)により行う。

(遵守事項)

第6条 ロゴの使用にあたっては、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 第3条第2項の規定により使用する場合は、申請書に記載した目的、方法で使用する。また、当該使用に係る物件の完成見本を速やかに県に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真等使用の状況が確認できるものをもって替えることができる。
- (2) ロゴの一部を使用したり、縦横比率を変更するなど、著作者人格権を侵害しないこと。二次的創作物を制作する場合においても同様とする。
- (3) ロゴを商品名の全部及び一部として使用することはできないものとする。
- (4) その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。

(使用差し止め等)

第7条 県は、ロゴの使用が本規程に反する場合又は次の各号のいずれかに該当する場合は、使用を差し止め、使用者に対し、商品等の物件等の回収等の措置を請求することができる。

また、必要に応じ関連法令等に基づき、県の有する権利を行使することとする。

- (1) 法令及び公序良俗に反する場合
- (2) 県のイメージを損ねる場合
- (3) 第三者の利益を害する場合
- (4) 特定の個人、政党、宗教団体を支援し、又は支援するおそれがあると認められる場合
- (5) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に定める営業を行う者が使用する場合及びこれらの者が商品等を販売する場合
- (6) ロゴ等の使用によって誤認又は混同を生じさせるおそれがあると認められる場合

(暴力団排除条項)

第8条 使用者は次の各号のいずれかに該当してはならない。

- (1) 暴力団(高知県暴力団排除条例(平成22年高知県条例第36号。以下「暴排条例」という。)第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。)又は暴力団員等(同条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。)であるとき。

- (2) 暴排条例第18条又は第19条の規定に違反した事実があるとき。
- (3) 使用者の役員（業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者をいい、相談役、顧問その他いかなる名称を有する者であるかを問わず、法人に対し業務を執行する社員、取締役、執行役又はこれらに準ずる者と同様以上の支配力を有するものと認められる者を含み、法人以外の団体にあつては、代表者、理事その他これらと同様の責任を有する者をいう。以下同じ。）が暴力団員等であるとき。
- (4) 暴力団員等が使用者の事業活動を支配しているとき。
- (5) 暴力団員等を使用者の業務に従事させ、又は使用者の業務の補助者として使用しているとき。
- (6) 暴力団又は暴力団員等が使用者の経営又は運営に実質的に関与しているとき。
- (7) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員等に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与え、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与したとき。
- (8) 業務に関し、暴力団又は暴力団員等が経営又は運営に実質的に関与していると認められる者であることを知りながら、これを利用したとき。
- (9) 使用者の役員が、自己、その属する法人その他の団体若しくは第三者の利益を図り、又は第三者に損害を加えることを目的として、暴力団又は暴力団員等を利用したとき。
- (10) 使用者の役員が暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。

(経費等の負担)

第9条 県は、この規程による使用の届出に要した費用、使用の実施に係る経費又は役務及び回収等に要した経費を負担しない。

(責任の所在)

第10条 県は、ロゴの使用に起因する損失補償等について、一切の責任を負わない。

2 使用者は、ロゴを使用した商品等の瑕疵により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い、県に迷惑を及ぼさないように処理するものとする。

3 使用者は、ロゴの使用に際して、故意又は過失により県に損害を与えた場合は、生じた損害を県に賠償しなければならない。

(使用料)

第11条 ロゴ等の使用料は、無料とする。

(目的外使用及び権利譲渡等の禁止)

第12条 使用者は第4条の届出における事項以外の目的に使用してはならない。

2 使用者は、ロゴの使用によって発生した知的財産権を譲渡または転貸できないものとする。

(補 則)

第13条 この規程に定めるもののほか、ロゴ等の使用について必要な事項は別に定める。

附 則

この規程は、平成27年8月31日から施行する。

別紙1 (第1条関係)



指定色 (CMYK) C85 M50 Y0 K0

又は

黒 C0 M0 Y0 K100

第1号様式（第4条関係）

「減塩プロジェクト」ロゴ使用申請書

下記のとおり、「減塩プロジェクト」ロゴを使用したいので申請します。

記

- 1 使用するもの
- 2 使用目的及び使用方法

- 3 使用期間
- 4 連絡先
- 5 添付書類 （写真等使用状況がわかるもの）

「減塩プロジェクト」ロゴの使用に関する規程を遵守するとともに、同規程第7条に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止し、商品等の物件等の回収等の措置を実施することを誓約いたします。

また、高知県健康政策部健康長寿政策課の行う当該製品等の販売数量等についての調査には協力するものとし、当申請内容が高知県健康政策部健康長寿政策課のホームページ等で公開されることについても同意します。

年 月 日

高知県健康政策部健康長寿政策課長 様

申請者 住 所（所在地）

氏 名（名称及び代表者名）

印

【高知県健康政策部健康長寿政策課 記入欄】

受 理 年 月 日	受 理 番 号	担 当 者
	第 号	印

減塩プロジェクトロゴ使用承認・不承認通知書

年 月 日

様

高知県健康政策部健康長寿政策課長 印

年 月 日付けで申請のあった減塩プロジェクトロゴの使用について、下記のとおり決定したので、減塩プロジェクトロゴ使用規程第4条第2項の規定により通知します。

1 決定の内容

承認する

（承認番号：第 号）

承認しない

（理由）

2 遵守事項（「承認する」場合のみ）

- （1）申請書に記載した目的、方法で使用すること。
- （2）定められた色、形式等を正しく使用すること。
- （3）当該使用にかかる物件の完成見本を速やかに健康長寿政策課長に提出すること。
- （4）その他、特に付した条件がある場合は、その条件に従って使用すること。
- （5）申請書の内容に変更が生じたときは、速やかに使用変更申請書を提出すること。

第3号様式（第5条関係）

「減塩プロジェクト」ロゴ使用変更申請書

年 月 日付で届出した「減塩プロジェクト」ロゴの使用について、その内容を下記のとおり変更したいので申請します。

記

(変更内容)

「減塩プロジェクト」ロゴの使用に関する規程を遵守するとともに、同規程第7条に該当すると認められた場合には直ちに使用を中止し、商品等の物件等の回収等の措置を実施することを誓約いたします。

また、高知県健康政策部健康長寿政策課長の行う当該製品等の販売数量等についての調査には協力するものとし、当申請内容が高知県健康政策部健康長寿政策課のホームページ等で公開されることについても同意します。

年 月 日

高知県健康政策部健康長寿政策課長 様

申請者 住 所 (所在地)

氏 名 (名称及び代表者名)

印

【高知県健康政策部健康長寿政策課 記入欄】

受 理 年 月 日	受 理 番 号	担 当 者
	第 号	印